

事務連絡  
令和2年10月5日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

**登録基幹技能者講習事務の取扱いについて(通知)の一部変更について**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場を支える中核となる人材として登録基幹技能者講習を修了した者の果たすべき役割の重要性が増しているところですが、この度、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改訂する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、建設業法施行規則の一部が改正されることに伴い、登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の内容が変更されている旨、通知がありましたので、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 又木）